

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

組織管理運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の定款に定める目的及び事業の適正な実施のため必要とされる組織、分掌及び運営について定めることを目的とする。

第2章 組織及び分掌業務

(組 織)

第2条 本協会に、次の表に掲げる専門部及び委員会を置く。

| 専門部名 | 委員会名 |
|-----------------|--|
| 総 務 部 | 総務委員会 財務委員会 広報委員会 共済委員会 |
| 登 山 部 | 指導委員会 遭難対策委員会 登山普及委員会 自然保護委員会 国際委員会 山岳スキー委員会 登山医科学委員会 |
| スポーツク ライミング部 | 競技委員会 技術委員会 強化委員会 国体委員会 マーケティング委員会 スポーツクライミング医科学委員会 クライミング普及委員会 クライミング国際委員会 アスリート委員会 |
| | アンチドーピング委員会 |
| | ガバナンス委員会 |
| | 予算委員会 |

2 本協会に、前項の専門部・委員会とは別に、東京 2020 オリンピック大会のスポーツクライミング競技の準備対応のための専任部署として会長直属の東京五輪推進室を置く。
(分掌業務)

第3条 前条の専門部及び委員会並びに東京五輪推進室の分掌業務は、次のとおりとする。
ただし、予算委員会については別途定める。

<総務部>

(1) 総務委員会

- ア 定款, 規則, 規程類の管理
- イ 図書, 文書, 名簿, 資料の管理
- ウ 事務局内庶務及び備品, 什器等の管理
- エ 各資格付与者の登録, 更新, 管理に関する事項

(2) 財務委員会

- ア 基本財産, 運用財産の強化に関する事項
- イ 寄附金, 手数料, 公認料, 登録料等に関する事項
- ウ その他, 資産の運用, 管理に関する事項

(3) 広報委員会

- ア 『登山月報』の編集, 発行
- イ 刊行物の編集, 発行
- ウ ホームページの更新, 管理に関する事項
- エ 本協会内外の広報に関する企画, 立案の実施

(4) 共済委員会

- ア 山岳共済会の運営に関する事項
- イ 山岳保険の普及促進に関する事項

<登山部>

(1) 指導委員会

- ア 指導者の養成, 検定, 研修, 指導に関する事項
- イ 登山技術の開発, 研究に関する事項
- ウ 指導者の登録, 更新, 管理に関する事項

(2) 遭難対策委員会

- ア 遭難防止の対策, 対応, 指導等に関する事項
- イ 山岳レスキュー技術の開発, 研究に関する事項
- ウ 山岳レスキュー指導者の養成, 研修, 指導に関する事項

(3) 登山普及委員会

- ア 一般登山の普及, 啓発に関する事項
- イ 青少年登山者の指導, 育成に関する事項
- ウ 中高年登山者の指導, 教育に関する事項,

- エ 全日本登山大会の開催，運営に関する事項
 - オ 各種大会の普及，啓発，協力に関する事項
 - カ 全国高等学校体育連盟登山専門部との連絡調整に関する事項
 - (4) 自然保護委員会
 - ア 自然環境保全の指導，啓発に関する事項
 - イ 自然保護の促進に関する事項
 - ウ 自然保護指導員の登録，更新，管理に関する事項
 - (5) 国際委員会
 - ア 海外登山の指導，啓発，遭難防止に関する事項
 - イ 海外登山の研究，情報に関する事項
 - ウ 高峰登山記録の収集と情報発信に関する事項
 - エ 国際交流の推進に関する事項
 - オ 国際会議等の運営に関する事項
 - (6) 山岳スキー委員会
 - ア 山岳スキー競技の指導，普及，安全に関する事項
 - イ 山岳スキー競技大会の準備，運営に関する事項
 - ウ 山岳スキー競技の審判員の養成，認定，研修，指導に関する事項
 - エ 山岳スキー競技の選手強化に関する事項
 - オ 山岳スキー競技の代表選手の選考，派遣に関する事項
 - カ 山岳スキー競技の国際大会への派遣，渉外に関する事項
 - (7) 登山医科学委員会
 - ア 登山の医科学的調査，研究に関する事項
 - イ 安全な登山の啓発，指導，普及に関する医科学的な事項
 - ウ 高所登山，トレッキング等の医科学的調査，研究並びに，それに基づく啓発，指導に関する事項
- <スポーツクライミング部>
- (1) 競技委員会
 - ア スポーツクライミングの指導，普及，安全に関する事項
 - イ スポーツクライミング競技大会の準備，運営に関する事項
 - ウ スポーツクライミング指導者の養成，検定，研修に関する事項
 - (2) 技術委員会
 - ア ルートセッターの養成，認定，研修，指導に関する事項
 - イ 審判員の養成，認定，研修，指導に関する事項
 - ウ 審判員及びルートセッターの競技大会への派遣に関する事項
 - エ 競技規則に関する事項
 - オ スポーツクライミングの競技施設及び用具等の基準，認定，指導に関する事項

(3) 強化委員会

- ア スポーツクライミングの競技力向上，選手強化に関する事項
- イ スポーツクライミングの代表選手の選考，派遣に関する事項
- ウ スポーツクライミングの国際大会への派遣，渉外に関する事項

(4) 国体委員会

- ア 国体山岳競技会の準備，運営，施設，審査，指導に関する事項
- イ 国体山岳競技の競技運営員の養成，認定，指導に関する事項
- エ ブロック別研修会の運営に関する事項

(5) マーケティング委員会

- ア スポーツクライミングに関するマーケティングに関連する事項
- イ スポーツクライミングに関するマーケティングに必要な範囲での広報マネジメント等の事項

(6) スポーツクライミング医科学委員会

- ア スポーツクライミングの医科学的調査・研究に関する事項
- イ スポーツクライミングの普及に向けた傷害対策（予防，治療）及びトレーニング法の指導に関する事項
- ウ 公式競技大会参加競技選手のメディカルチェックに関する事項
- エ 公式競技大会における競技会専属医師の育成・配備に関する事項
- オ 公式競技大会における競技中の救護活動に関する事項

(7) クライミング普及委員会

- ア 公認競技会に関する事項
- イ 登録に関する事項及び登録者への還元に関する事項
- ウ クライミングの技量検定等に関する事項
- エ 岩場整備・アクセス問題に関わる事項
- オ その他クライミングの普及に関わる事項

(8) クライミング国際委員会

- ア 国際交流の推進に関する事項
- イ 国際会議等の運営に関する事項
- ウ 国際的に活躍できる人材の発掘・育成に関する事項
- エ クライミングに係る国際的な情報に関する事項
- オ クライミングの記録の収集と情報発信に関する事項

(9) アスリート委員会

- ア スポーツクライミング事業に選手意見を反映させる事項

<アンチドーピング委員会>

- (1) ドーピング防止教育・啓発活動に関する事項
- (2) ドーピング防止活動の計画・推進に関する事項

(3) ドーピング対象選手の把握と管理に関する事項

<ガバナンス委員会>

- (1) 本協会のガバナンス体制の構築，コンプライアンスの推進に関する事項
- (2) 本協会に関わる規程・規定・細則・基準等の整備に関する事項
- (3) 本協会に関わる契約，交渉，不祥事等における対応等に関する事項
- (4) 会員等，役職員，加盟団体，登録者等について，倫理規程等の遵守及び処分に関する事項
- (5) 暴力行為等相談窓口の設置・運営等に関する事項

2 東京五輪推進室

(1) 東京 2020 オリンピック大会のスポーツクライミングに関する事項

3 アンチドーピング委員会及びガバナンス委員会を除く委員会は事務局長及び専門部主管理事が統括し，アンチドーピング委員会及びガバナンス委員会は主管理事が統括するものとする。

(専門部及び委員会等)

第4条 第2条及び前条に掲げる専門部及び委員会は，これを分掌する理事が主管する。

2 事務局長及び専門部主管理事は，会長が常務理事の中から任命する。

3 委員会は常任委員（委員長及び副委員長を含む。以下特に断りのない限り同じ）で構成され、人数は以下のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 1名又は2名

常任委員 10名以内

4 委員長は，専門部又は委員会を主管する理事の推薦に基づき，常務理事会の議を経て，会長が委嘱する。

5 副委員長及び常任委員（委員長及び副委員長を除く。）は，委員長の推薦に基づき，常務理事会の議を経て，会長が委嘱する。

6 各委員会に議決権を有しない専門委員を置くことができる。

7 常任委員及び専門委員の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，委員長にあっては委嘱後，最長10年までとする。

(専務理事の業務)

第5条 専務理事の業務は，定款及び本規程に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 人事及び予算，決算の総括に関すること
- (2) 会議の総括に関すること
- (3) 事務局，各専門部相互間の連携に関すること
- (4) その他本協会運営上重要な事項に関すること

第3章 常務理事会

(常務理事会)

第6条 常務理事の業務の円滑な執行を図るとともに重要事項を審議するため、会長、副会長、専務理事及び常務理事の業務執行理事で常務理事会を組織する。

(常務理事会の運営)

第7条 常務理事会は、原則として、毎月開催するものとし、事務局長から提出された事項について審議決定する。

- 2 議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは副会長が議長となる。
- 3 業務執行理事は、審議すべき事項等が生じたときは、必要に応じ、原則として常務理事会開催1週間前までに事務局長に文書又は口頭で通知するものとする。
- 4 前項の審議事項等については、事務局長が専務理事と協議して決定する。
- 5 常務理事会は、過半数の出席を確認して開会する。
- 6 常務理事会において意思決定する場合には、出席者の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 7 常務理事会は、原則として非公開とする。
- 8 議事録は、総務担当常務理事が作成し、次回の常務理事会で承認を得るものとする。
- 9 緊急を要する場合は、全業務執行理事が参加するメーリングリストによるメール審議を妨げない。メール審議において意思決定する場合には、全業務執行理事の3分の2以上をもって決するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第8条 事務局の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関すること
 - (2) 会員の管理に関すること
 - (3) 会議に関すること
 - (4) 予算、決算及び会計に関すること
 - (5) 基本財産、運用財産の維持管理に関すること
 - (6) 物品の出納保管に関すること
 - (7) 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること
 - (8) 他の主管に属さない事務に関すること
- 2 総務委員会、財務委員会及び広報委員会と競合することとなる事項については、あらかじめ協議の上、処理すべき事務を明確にするものとする。

(事務局職員)

第9条 常勤となる事務局長及び職員の給与、服務等については、別に定める就業規則及び給与規程による。

第5章 委員会

(委員会)

第10条 委員会は、担当理事の業務執行機関として機能するように運営するものとする。

(委員会の運営)

第11条 委員会は、委員長が適宜開催するものとし、第3条に掲げる分掌業務を処理する。

副委員長及び常任委員（委員長及び副委員長を除く。）は、委員長に対し、委員会の開催を求めることができる。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員会において意思決定をする場合には、常任委員の過半数の出席を要し、出席常任委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 5 常任委員は、スカイプ等のテレビ電話を用いて委員会に出席することができる。
- 6 委員会は、原則として非公開とする。
- 7 委員会が開催されたときには、議事録を作成しなければならない。
- 8 業務の処理に当っては、重要事項は常務理事会の議を経、その余の事項は常務理事会に報告するものとする。
- 9 担当理事は委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 10 委員長が必要と認めたときは、委員会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 11 委員会は、少なくとも年1回、担当理事、常任委員、専門委員及び関係者による委員総会を開催するものとする。

第6章 雑 則

第12条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定するところによる。

付 則

- 1 この規程は、平成 25 年 5 月 11 日から施行する。
- 2 平成 26 年 5 月 25 日 一部改定
- 3 平成 28 年 11 月 13 日 一部改定
- 4 平成 29 年 5 月 13 日 一部改定
- 5 平成 29 年 9 月 3 日 一部改定
- 6 平成 30 年 3 月 3 日 一部改定
- 7 平成 30 年 5 月 26 日 一部改定
- 8 平成 30 年 9 月 8 日 一部改定
- 9 令和 元年 5 月 26 日 一部改定
- 10 令和 5 年 2 月 10 日 一部改定